

# 【概要版】資源物とごみの分け方・出し方

◎右のQRコードから市ホームページをご覧ください。  
 ◎主に集積所回収の内容になります。◎事業所のごみは出せません。  
 ◎年末年始を除き、収集日が祝日でも通常通りの収集を行います。

◎主に集積所回収の内容になります。◎事業所のごみは出せません。  
 ◎年末年始を除き、収集日が祝日でも通常通りの収集を行います。

## 1～10 資源物 1～8 は月2回収集, 9 は月4回収集(5回目の収集はありません), 10 は拠点回収

資源物A:  回目と  回目の  曜日    資源物B:  回目と  回目の  曜日    プラ: 1回目から4回目の  曜日

### 紙類

**1 新聞紙**  
●新聞紙のみ  
※広告紙は「資源物A(目その他の紙類)」で出してください。

**2 ダンボール**  
●ダンボールのみ(断面が波状のもの)  
※1枚でもしぼってください。  
※1m×1m以内にたたんでください。

**3 その他の紙類**  
●雑誌、書籍、広告紙、紙袋、ボール紙、ノート、パンフレットなど  
※小さな紙類は、散乱しないように雑誌などにはさんでください。

**4 紙パック**  
●牛乳やジュースなどの飲料の紙パック(内側が白く、アルミが貼られていないもの)  
※中を軽くすすぎ、切り開いて乾かしてください。  
※プラスチック製の注ぎ口は取り除いてください。  
※雨の日には出さないでください。

### 布類

**5 布類**  
●布地で木綿、絹、麻、ウール(毛布、セーター、じゅうたん、カーペットを除く。)などが素材のもの、ポリエステルなどが混紡されているもの  
(例) ワイシャツ、ブラウス、スーツ、ジーンズ、着物、シーツ、タオルなど

**6 びん・缶類**  
●飲料品が入っていたびんや缶  
※びんは一升びんのおおきさまで、缶は一斗缶より小さいもの  
(例) ジュース缶、ビールびん、菓子缶、缶詰の缶、ペットフードの缶など

### プラスチック製容器包装

**9 プラスチック製容器包装**  
●商品の中身を出したり食べたりして不要になるプラスチック製の容器や包装  
(例) 弁当などの容器、生鮮食品などの色トレイ、発泡スチロール、菓子類の袋、シャンプー・洗剤などの詰め替えパック

### 燃えるごみ

**11 燃えるごみ**  
●布類として収集できないもの(綿や羽毛が入っているもの(布団、クッション、ダウンなど)、収集対象外のウール・毛糸・起毛素材のもの(毛布、セーター、じゅうたん、カーペット、冬用のシーツなど)、汚れや破れがひどいもの、その他(皮革製品、ビニール製品、靴下、ネクタイ、カーテンなど))

### 燃えないごみ

**12 燃えないごみ**  
●上記13～15の種類別に、無色の透明か半透明の中身が見える袋に入れて出してください。(市指定の収集袋は不可)

### ペットボトル

**7 ペットボトル**  
●ペットボトルの識別マークがある飲料や調味料が入っていた  
(例) 飲料、酒類、醤油など 透明のもの  
※キャップとラベルを外して、中を軽くすすぎ、つぶしてください。(縦につぶさないでください。)

### 白色トレイ

**8 白色トレイ**  
●肉や魚、惣菜などに使われる色や模様のない白い食品トレイ  
※白色トレイは簡単に爪楊枝がささりません。  
※軽くすすぎ、乾かしてください。

### プラスチック製容器包装

**9 プラスチック製容器包装**  
●商品の中身を出したり食べたりして不要になるプラスチック製の容器や包装  
(例) 弁当などの容器、生鮮食品などの色トレイ、発泡スチロール、菓子類の袋、シャンプー・洗剤などの詰め替えパック

### 燃えるごみ

**11 燃えるごみ**  
●プラスチック製容器包装として収集できないもの(プラマークがないプラスチック製品(パケツ、植木鉢、食品保存容器、衣装ケース、ハンガーなど)プラマークはあるが、汚れが落ちにくいもの(レットト食品の袋、マヨネーズの容器など)プラマークはあるが、中身が有害なもの(トイレ用洗剤、除湿剤・除草剤の容器など))

### 燃えないごみ

**12 燃えないごみ**  
●上記7,8の種類別に、無色の透明か半透明の中身が見える袋に入れて出してください。(市指定の収集袋は不可)

### 資源物(拠点回収)

**10 小型家電**  
●回収対象(14品目) ※対象品目以外のは入れないでください。  
携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末、電子辞書、電子手帳、外付けハードディスクドライブ、携帯音楽プレーヤー(CD、MD含む)、ビデオカメラ、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機、携帯型カーナビ、ICレコーダー、電気コード、ACアダプター

**11 燃えるごみ**  
●個人情報は必ず消去してください。  
●電池類は外してください。  
●一度回収ボックスに入れたものは、原則として返却できません。

### 11 燃えるごみ 週2回収集 毎週 ・ 曜日

袋に入る大きさのもの 市の指定する黄色の燃えるごみ収集袋に入れて出してください。

改定まで	令和8年4月以降
1組(10枚入)	1組(10枚入)
10L	100円
20L	150円
30L※新たに追加	200円(+50円)
45L	300円
	450円(+150円)

(例) ・生ごみ、貝類 ※水気をよく切ってください。  
 ・紙くず(レシートや写真等の再生できない紙、油や食品などで汚れた紙、ティッシュなど)  
 ・紙おむつ ※汚物はトイレに流してください。  
 ・落葉菜  
 ・綿や羽毛が入っているもの  
 ・皮革製品など

袋に入らない大きさのもの 【1m×50cm×50cm以内のもの】  
 1つにつき1枚、黄色の燃えるごみ処理券を見やすい所に貼って出してください。  
 ※透明な袋やダンボールなどにゴミを入れ、ごみ処理券を貼って出すことはできません。

改定まで	令和8年4月以降
処理券10枚1組	300円
	450円

(例) 布団類  
 ・1m×1m以内にたたんでひもでしばり、ごみ処理券を貼ってください。

【1m×50cm×50cmよりも大きいもの】  
 下記「17 粗大ごみ」を参照してください。

### 12 燃えないごみ 月2回収集 回目と 回目の 曜日

袋に入る大きさのもの 市の指定する水色の燃えないごみ収集袋に入れて出してください。

改定まで	令和8年4月以降
1組(10枚入)	1組(10枚入)
10L	100円
20L	150円
45L	300円
	450円(+150円)

(例) ・飲料品以外が入っていたびん・缶(塗料缶、化粧品などのびんなど) ※中身が入っている場合は空にしてください。  
 ・鍋、やかん  
 ・白熱電球、グローランプ、LED蛍光灯・LED電球  
 ・家電製品(家電4品目や電子レンジを除く。)  
 ・刃物、せともの、ガラス製品 など  
 ※刃物や割れたガラスなどの危険物は、厚紙などに包んで収集袋に入れてください。

袋に入らない大きさのもの 【1m×50cm×50cm以内のもの】  
 1つにつき1枚、水色の燃えないごみ処理券を見やすい所に貼って出してください。  
 ※透明な袋やダンボールなどにゴミを入れ、ごみ処理券を貼って出すことはできません。

改定まで	令和8年4月以降
処理券10枚1組	300円
	450円

(例) 傘  
 ・ビニールや布部分は、棒状のもの(1mまで)は、ひもで束ね、ごみ処理券を貼ってください。

(例) ストーブ  
 ※灯油は抜く  
 ※電池は外す

【1m×50cm×50cmよりも大きいもの】  
 下記「17 粗大ごみ」を参照してください。

## 13～16 有害ごみ 13～15は月2回収集(13は拠点回収もあります) 16は拠点回収(集積所には出せません)

### 集積所収集 月2回収集 回目と 回目の 曜日

**14 蛍光管、水銀体温計**  
●上記13～15の種類別に、無色の透明か半透明の中身が見える袋に入れて出してください。(市指定の収集袋は不可)

**15 スプレー缶、カセットボンベ、ガスライター**  
●スプレー缶、カセットボンベは中身を使い切ってください。穴開けは不要です。  
※使い切りライターは、ガス抜きをしてから出してください。

### 拠点回収

**13 乾電池**  
●乾電池のみ(ボタン電池を含む)  
※各出張所・市民センターに設置している回収箱に出すこともできます。

**16 小型充電式電池及び使用製品** 令和8年4月から  
●リチウムイオン電池  
●ニッケル水素電池  
●ニッケルカドミウム電池など充電できるタイプの電池・バッテリー  
※集積所には出せません

### 粗大ごみ

**17 粗大ごみ**  
●以下の基準を満たす家庭ごみ(集積所収集できないもので、市清掃工場処理可能なものに限ります。)  
 大きさ: 集積所で収集できる大きさ(1m×50cm×50cm)を超える大きさで、1辺の長さの最長が3m以内、3辺(長さ・幅・高さ)の合計の長さが5m以内  
 重さ: 50kgまで

**出し方** ○下記(1)または(2)のいずれかの方法で処分してください。

(1) 戸別収集を依頼(事前申込制)  
 【戸別収集は、一世帯あたり月に1回、5個を限度】  
 ・コールセンター(☎029-350-8101)に電話し、申込みをする。  
 受付時間: 月～金曜日(8:30～12:00, 13:00～17:00)  
 休日: 土日、年末年始  
 ・粗大ごみ処理券取扱店において処理券を購入する。  
 ・処理券に受付番号・氏名を記入し、粗大ごみの見やすいところに貼り付ける。  
 ・コールセンターがお伝えした日の午前8時までに、玄関先と敷地内の道路に面した場所(集合住宅の場合は、1階の共有玄関前など)に粗大ごみを出す。

(2) 市清掃工場へ持ち込み(左記「ごみの持ち込み」参照)

◆粗大ごみとして収集できないもの  
 ・集積所で収集できるもの → 品目ごとに分別し、集積所に出してください。  
 ・市清掃工場処理できないもの → 保存版「資源物とごみの分け方・出し方」や市ホームページを参照の上、適切に処分してください。  
 ・排出場所(敷地内の道路に面した場所)まで運び出せないもの → 市ホームページ掲載の水戸市一般廃棄物収集運搬業許可業者にご相談ください。

### ごみの持ち込み 水戸市清掃工場「えこみっと」(☎ 029-297-6760)

市清掃工場処理できるものは、自己搬入することができます。集積所に出す場合と同様に、分別の上お持ち込みください。ごみの内容、搬入車両、施設の状況により、受入れできない場合があります。市ホームページを確認の上、お持ち込みください。市指定の収集袋や処理券は必要ありません。予約不要。

●所在地 水戸市下野町2100  
 ●受付時間 月～土曜日(8:30～12:00, 13:00～17:00)  
 ●直接搬入手数料 10kgあたり130円 令和8年4月以降 10kgあたり170円(+40円) ※10kg未満は切上げ現金のみの取扱い

### 問合せ先

ごみの分別について → ごみ減量課 ☎(029)232-9114  
 収集、集積所について → 清掃事務所 ☎(029)297-5821

ごみに関するお問合せは **ナビダイヤル(0570-039-530)**も便利です。